

白井市学校事務共同実施運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 白井市教育委員会（以下「市教委」という。）、白井市立小学校及び中学校の円滑な学校運営を図るため複数の学校が連携し、学校における事務・業務の効率化と学校の運営に関する支援を行うため白井市学校事務共同実施運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は次のとおりとする。

- 1 事務職員が複数配置されている学校（以下「拠点校」という。）の事務職員
- 2 市教委が定めた学校の事務職員
- 3 拠点校の校長
- 4 白井市校長会代表
- 5 白井市教頭会代表
- 6 市教委事務局職員

(業務)

第3条 協議会は次の業務を行う。

- 1 事務の平準化と事務処理の効率化に関すること
- 2 教育行政の支援業務に関すること
- 3 学校管理運営の支援業務に関すること
- 4 学校の自主性・自律性並びに特色ある学校づくりのための支援業務に関すること
- 5 きめ細かな学習指導等の支援業務に関すること

(具体的内容)

第4条 協議会は、必要に応じ会議を開催し、前条の業務を具体的に実施するための方針を検討する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は市教委で行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。